

病 院 案 内

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

療養病床（60床）

当院の2階・3階・4階の病床は、「療養病棟入院基本料1・8割以上」の届出をしており、看護職員の実質配置20：1以上・看護補助員の実質配置20：1を行っております。

2. 入院時食事療養について

当院は、特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理のもとに、適時「夕食については午後6時以降」適温にて提供しております。

3. 入院の付添について

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。したがって、入院患者さまのご負担による付添い看護（介護）は認められておりません。

4. 入院診療計画及び院内感染防止等について

当院では、ご入院の際に医師をはじめとする他職種が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書にしてお渡ししております。

当院では、院内感染防止のために、病室の入り口に消毒液等を設置する対策を講じております。面会される方は、院内感染防止のために「看護師」に面会の旨を申し出てから入室をお願いしております。〔無断入室の禁止〕

健康保険法による届出承認事項等

- ・療養病棟入院基本料1（看護配置20対1）
- ・入院時食事療法（I）
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・在宅時医学総合管理料
- ・感染防止対策加算2
- ・夜間看護加算
- ・データ提出加算1
- ・診療録管理体制加算2
- ・検体検査管理加算I
- ・外来化学療法加算II
- ・脳血管疾患等リハビリテーション（III）
- ・運動器疾患リハビリテーション（II）
- ・廃用症候群リハビリテーション（III）